

保育所における建築物バリアフリー条例運用の明確化について

【現状】

- ◎保育所整備の際にバリアフリー条例について、区市等の特定行政庁で適合性を審査

【バリアフリー法】

延べ面積 2,000 m²以上の病院や大規模商業施設など、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物に基準適合義務



【東京都建築物バリアフリー条例】 保育所にも基準適合義務（全ての規模）

- 平成 26 年 10 月、都は小規模福祉施設等における、条例第 14 条緩和の基本的考え方を特定行政庁に通知

【東京都建築物バリアフリー条例<抜粋>】

(制限の緩和)

第 14 条 第 3 条から第 12 条までの規定は、知事がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

- 平成 27 年度から、待機児童解消に向け 3 歳未満児に重点を置いた地域型保育事業が開始

そのため、このような施設の認定業務がより迅速に行われるよう、より明確で分かりやすい考え方を示すことが必要

【対応】

以下の考え方（案）を各特定行政庁あてに通知（5月中旬）

0～2 歳児については、自立して車いすの利用や上下階の移動、トイレでの洗浄等を行うことが見込まれないことから、基準を満たさなくても人的介助により円滑に利用できる。